

【令和6年12月2日（月）以降の申請受付について（変更）】

令和6年12月2日（月）以降の要介護認定・要支援認定申請につきましては、主治医保留および訪問調査日保留の状態での申請は、受付をいたしません。

（12月1日区変、12月2日更新申請の11月29日預かり分を含む）

つきましては12月2日以降に要介護認定・要支援認定申請をされる場合は、主治医確定後に申請をしていただきますようお願いいたします。

また、訪問調査日の調整を申請時に行うことができない場合も同様に受付をいたしません。

御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

山口市介護保険課介護給付担当

Tel 083-934-2795

Fax 083-934-2669